

県道大社日御碕線 仮設迂回道路

異常気象時における通行規制について

県道大社日御碕線については、令和6年7月9日に発生した道路崩落に伴う全面通行止め以降、段階的に仮設迂回道路の整備を進め、現在の日御碕地区住民等の指定車両に加え、9月には一般車両（大型車両を除く）の通行が可能となります。

しかしながら、この崩落箇所におきましては、今後の降雨等により被害が拡大する恐れもあり、安全確保の観点から、異常気象時（下記の雨量基準を超過した場合）には、仮設迂回道路を全面通行止めとする運用を行いますのでご了承ください。

通行される皆様には、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

規制基準：**時間雨量 30 mmまたは連続雨量 150 mm以上の降雨***を観測

※鷺浦雨量観測所または大社雨量観測所

規制内容：**全面通行止め**

規制区間：大社日御碕線仮設迂回道路 延長約 200m

規制の解除：降雨後、現地調査を行い、安全確認のうえ解除します。

◎ 日御碕地区の方には、防災行政無線で規制の開始・解除をお知らせします。

雨量の情報を知りたい方は、



島根水防情報システム

(<https://www.suibou-shimane.jp/pc/map/top.html>)

により、リアルタイムで確認できます。

通行規制の際にメールを受け取りたい方は、



道路規制メールにご登録ください。

以下のメールアドレスに空メールを送信して登録してください。

(info.shimane-pref-road@raidan2.ktaiwork.jp)

問い合わせ先：島根県出雲県土整備事務所

維持管理部管理第二課

電話 0853-30-5634

土木工務第一部土木工務第一課 電話 0853-30-5641

全面通行止め区間

時間雨量 30 mmまたは連続雨量 150 mm以上の際に全面通行止めとする区間

